

内閣官房及び内閣府本府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成 29 年 3 月 24 日
内閣総務官決定
内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定
最終改正 平成 30 年 3 月 22 日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、内閣官房及び内閣府本府が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を以下のとおり定める。

これに伴い、「内閣官房及び内閣府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 20 年 3 月 28 日内閣総務官決定、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定）は、廃止する。

1. 対象となる事務及び事業

内閣官房及び内閣府は、ともに内閣を助けて内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整を担う機関であり、密接な連携体制のもとに事務及び事業を遂行するため、同一庁舎を利用し、人員・組織面においても一体的に運用してきている。このため、温室効果ガスの排出抑制についても、内閣官房及び内閣府本府が削減目標を共有して、その実現に向けて一体となって努力するものとし、本計画は、内閣官房及び内閣府本府の事務並びにその事業を対象とする。

なお、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人北方領土問題対策協会及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構は本計画の対象ではないが、実情に応じた地球温暖化対策の率先実行を促すこととする。

2. 対象期間等

本計画は、2016 年度から 2030 年度までの期間を対象とする。ただし、2019 年度までの実施の状況、技術の進歩、2020 年度中に実施される予定の政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021 年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、内閣官房及び内閣府本府の事務並びにその事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、2020年度までに10%削減を目指すこととする¹。

この目標は、内閣官房及び内閣府本府の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

内閣府本府の船舶・航空機の使用に伴う温室効果ガスの排出については、上記の削減目標の対象外とするが、これらの活動からの温室効果ガスの排出量を把握することとする。

4. 個別対策に関する目標

温室効果ガスの総排出量削減に向けて、以下の個別対策に関する目標達成に努める。

1. 公用車に占める次世代自動車の割合

代替可能な次世代自動車²がある場合は、2030年度までに公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。2020年度の間目標として、公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努める。

2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料を、2013年度比で、2020年度までに概ね15%以上削減することに向けて努める。

3. LED照明の導入割合

LED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努める。

4. 用紙類の使用量

用紙類の使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

¹ ここでいう10%削減目標は、赤坂迎賓館、京都迎賓館及び沖縄総合事務局を除く内閣官房・内閣府本府全体の目標を記載したものである。なお、内閣官房・内閣府本府全体の温室効果ガス削減計画では、2020年度目標の対2013年度比が、8.2%減となっており、10%削減に達していない。これは、①赤坂迎賓館及び京都迎賓館の削減計画策定に当たり、2016年度より一般公開を大幅に拡大したことに伴い、利用者の利便性・快適性向上や安全確保を行うに当たり、大幅に温室効果ガス排出量が増加することを考慮して削減目標を精査した結果、赤坂迎賓館は24.0%増、京都迎賓館は35.6%増と設定していること及び、②沖縄記念公園（海洋博公園、首里城公園）を含む沖縄総合事務局の削減計画策定に当たり、観光施設としての特性（利用者の利便性・快適性向上や安全確保）、観光客の増加傾向等を考慮して削減目標を精査した結果、9.1%の削減と設定していることによる。

² ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG自動車等。

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

6. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに 10%以上削減することに向けて努める。

5. 措置の内容

1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮して整備する。
- ② 「省エネルギー診断の実施について」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、別紙のとおり内閣府本府が管理する大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ③ 「エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、エネルギー管理の徹底を図るため、内閣府本府が管理する、内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第 8 号館、永田町合同庁舎及び内閣府庁舎別館に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータについては、ホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図る。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を、路盤材やタイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ③ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）に基

づき庁舎等における木材の利用に努める。

- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、ハイドロフルオロカーボン（HFC）³を使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

（３）温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

（４）冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

（５）再生可能エネルギー等の有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り太陽光発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを活用する。
- ② 庁舎や公務員宿舎に太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう努める。

（６）太陽光発電の導入の整備方針

内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第 8 号館、沖縄総合事務局等の一部の庁舎においては、太陽光発電を整備済であるが、政府実行計画の見直しを行う 2020 年度までに、迎賓機能等の特殊要因を有する施設を除き、太陽光発電の導入を検討し、構造上の問題がなく、導入効果の高い庁舎からさらに整備を進める。

（７）水の有効利用

- ① 節水トイレの設置を図る。
- ② 給水装置等の末端に、必要に応じて感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- ③ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

（８）その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。

³ フロン的一种。塩素を持たないためオゾン層を破壊しないが、強い温室効果を持つ。

- ② 建設廃棄物の抑制を図る。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 建築物の建築等に当たり、断熱性能の向上に資する構造の整備その他必要な温室効果ガスの排出抑制等のための措置を講じる。このため、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)の基本方針に則り、設計者の選定に当たり、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者が選定されるよう、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。
- ② 敷地内の緑化や保水性舗装、散水に努めるとともに、ごみが不法投棄されないよう努める等所管地の環境の保全を図る。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

機器やその効率的な運用に資する制御装置等の補助的設備の導入を図る。

エ 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 次世代自動車の導入

次世代自動車に係る中間目標の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 更新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入する。
- ② 次世代自動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の削減に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転に努める。
- ③ 有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置する。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑤ 夏期におけるカーエアコンの設定温度を1度アップするよう励行する。
- ⑥ 通勤時や業務時の移動において、徒歩、自転車又は鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進し、公用車利用の抑制・効率化に努める。

- ⑦ 毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
- ・警備上支障のある場合
例：大臣車、次官車その他の警備上特別の配慮を必要とする車両
 - ・業務上支障のある場合
例：緊急業務、外国政府関係者の接受その他の公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ⑧ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑨ 公用車の利用に当たっては、相乗り乗車を積極的に進める。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を極力図る。

(3) 自転車の活用

電動自転車の使用方法について周知することで利用を促進する。

(4) 小売電気事業者との契約

庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を極力図る。

(5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア LED照明の導入

LED照明のストックでの導入割合に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
- ② 既存照明の更新時には、以下のとおり切替えを行うこととする。
 - ・設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
 - ・FL蛍光灯及びHf蛍光灯⁴等の照明機器は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
- ③ ①及び②のLED照明導入の際には、原則として調光システムを併せて導入する。
- ④ 既存照明の入替え時については、リース方式により契約を行うなど費用の平準化を図る。なお、リース方式による場合にも、調光システム付きの証明を採用する。
- ⑤ ②以外の既存照明については、2020年度の政府実行計画の見直しの際に定められる方針に基づき切替えを行う。

イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

⁴ Hf蛍光灯とは、インバータを内蔵することで高効率化し、点灯管を用いるFL蛍光灯等に比べ、消費電力を抑えた蛍光灯。

現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。あわせて、機器等の省エネルギーモードの適用等により使用面での改善を図る。

ウ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

(6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑥ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑦ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑧ 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ⑨ 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのスモール化を図る。
- ⑩ 審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、配布資料の削減を図る（審議会等のペーパーレス化）。
- ⑪ 電子決裁の推進を図る。

(7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ① コピー用紙等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 合法木材、再生品等の活用

- ① 文具類等の物品について、再生材料から作られた物品を使用する。
- ② 合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガスの排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を使用する。

- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立している製品を使用する。

(8) ハイドロフルオロカーボン（HFC）等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ フロン類の排出の抑制

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成13年法律第64号）に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時の漏洩対策に取り組む。

ウ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）⁵の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF₆の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

(9) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品や原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものを購入、使用する。
- ⑤ 燃焼設備の改修に当たっては、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- ⑥ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

イ 製品等の長期使用等

- ① 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。

⁵ 電気及び電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。

- ② 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ③ 部品の交換修理が可能な製品や保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、エネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びハイドロフルオロカーボン（HFC）を使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促すとともに、設置台数の削減など適正な配置を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いている商品の積極的選択を図る。

オ メタン（CH₄）⁶及び一酸化二窒素（N₂O）⁷の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 庁舎から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を行う。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① O A機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。また、退庁時にはO A機器、家電製品及び照明の電源を切ることを徹底する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- ③ 夏季における執務室での服装について、「かりゆしウェア」など暑さをしのぎやすい軽装を促進することで、「クールビズ」を励行する。また冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ④ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ⑤ 発熱の大きいO A機器類の配置を工夫する。

⁶ 天然ガスの主成分。有機物の分解、発酵によっても発生する温室効果ガス。

⁷ 海洋や土壌から、あるいは窒素肥料の使用や工業活動に伴って放出される温室効果ガス。

- ⑥ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑦ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑧ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、エレベーターについては、利用実態に応じた間引き運転など、効率的な運用を進める。
- ⑨ 給湯器へのエコマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑩ 庁舎に、施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑪ 冷蔵庫の効率的使用を図る。

イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を進める。
- ② 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ③ 必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。
- ⑥ 必要に応じ、食器洗い機を導入する。
- ⑦ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。

(2) ごみの分別

- ① 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。
- ④ シュレッダーゴミについて、リサイクル業者を活用する。

(3) 廃棄物の減量

事務所から排出される廃棄物の量(湿重量)について、2013 年度比で、2020 年度に概ね 10%削減及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね 15%削減に向けて努めることとする。このため、発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の 3R を極力図る。

- ① その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。(再掲)
- ④ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。(再掲)
- ⑤ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。(再掲)
- ⑥ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。(再掲)

- ⑦ シュレッダーの使用抑制を図る。
- ⑧ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑨ 厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑩ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用を行う。
- ⑪ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。
- ⑫ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑬ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。
- ⑭ カラー印刷については、業務の性質に応じ、真に必要な資料に限るなどして使用の抑制に努める。

(4) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

イベント等の主催に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化や参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減並びにごみの分別やごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化並びにパンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。

また、民間団体等が主催するイベントの後援等に当たっても、これらの取組を行うよう主催者に促す。

4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。全府省一斉定時退庁日等の一層の徹底を図るため、同日の午後5時以降は、主催会議の中止を進める。
- ② 有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しによる夜間残業の削減を図る。
- ③ テレワークの推進を図る。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 環境保全に関する標語を内閣官房・内閣府WEB共通掲示板に掲載し、職員に対して環境に配慮した行動を啓発する。
- ② 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- ③ 課室内で本計画に基づく具体的行動について率先して実行する担当者を決め、取組の徹底を目指す。
- ④ 昼休みの一時消灯の周知を図るとともに、節電状況を逐次確認する等、職員の節電意識の徹底を図る。
- ⑤ 環境をテーマとした職員研修等への参加を奨励し、環境問題の現状認識と内閣官房及び内閣府本府内の取組についての理解を深める。

(3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、内閣総務官及び内閣府本府地球環境問題対策推進委員会において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、内閣総務官及び内閣府大臣官房長が行う。本計画のフォローアップについては、内閣官房内閣総務官室及び内閣府大臣官房企画調整課を中心に、関係部局の協力を得て行う。
- ② 対策の徹底を図るため、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会等において、庁舎管理を行う部署が算出した電力・ガス等の使用量の報告や、各部局における節電行動の報告等を行う。
- ③ 内閣官房内閣参事官並びに内閣府大臣官房会計課長及び同企画調整課長は、目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて各部局にハード対策の追加やソフト対策⁸の一層の強化を指示し、計画の着実な実施を図る。
- ④ 本計画の点検結果については、毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等適切な方法を用いて公表する。

透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガス削減計画に定めた各種指標の進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行うほか、比較に当たり留意すべき事項等も合わせて公表することとする。

⁸ ソフト対策とは、クールビズやエコドライブなどの普及啓発や情報発信、人材育成、省エネ診断や温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度等を通じて省エネ意識や行動を喚起し、CO₂削減を目指すもの。例えば省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善、超過勤務の縮減やテレワーク推進などのワークライフバランスへの配慮等。

7. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

【内閣官房・内閣府本府全体】

内閣官房・内閣府本府温室効果ガス削減計画

【温室効果ガスの総排出量に関する目標】

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	865,029	822,732	726,922	-15.9%
施設のエネギー使用	kg-CO2	50,511,896	46,430,980	46,454,409	-8.0%
電気	kg-CO2	48,755,350	44,724,069	44,644,968	-8.4%
(電気使用量)	kWh	72,545,657	67,976,244	66,540,017	-8.3%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.67	0.66	0.67	固定
電気以外	kg-CO2	1,756,546	1,706,911	1,808,941	3.0%
その他	kg-CO2	0	0	0	0.0%
合計	kg-CO2	51,376,925	47,253,712	47,181,331	-8.2%

【個別対策に関する目標】

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車に占める次世代自動車の割合	%	34.1	37.2	40	
公用車の燃料使用量	GJ	12,266	11,664	10,429	-15.0%
LED照明の導入割合	%	13.9 (※)	13.9 (※)	50	
用紙の使用量	t	556	640	500	-10.0%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m ²	202	172	182	-10.0%
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	34,347	33,465	30,912	-10.0%
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m ³ /m ²	0.79	0.76	0.71	-10.0%

●総理大臣官邸、内閣衛星情報センター、内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第4号館、中央合同庁舎第5号館、中央合同庁舎第8号館、内閣府庁舎別館、永田町合同庁舎、地域活性化総合事務局、立川防災合同庁舎、紀尾井町住宅、代官町住宅、東扇島基幹的広域防災拠点施設、有明の丘基幹的広域防災拠点施設、赤坂迎賓館、京都迎賓館、日本学術会議、沖縄総合事務局

(※) 2013 年度、2014 年度の LED 照明の導入割合については、2015 年度の数値を記入している。

【本府省】

内閣官房・内閣府本府温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	448,613	421,663	381,321	-15.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	22,779,479	20,839,604	20,457,687	-10.1%
電気	kg-CO2	21,711,939	19,750,804	19,474,469	-10.3%
(電気使用量)	kWh	41,066,029	37,436,788	36,744,281	-10.5%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.53	0.53	0.53	固定
電気以外	kg-CO2	1,067,540	1,088,800	983,218	-7.9%
その他	kg-CO2	0	0	0	0.0%
合計	kg-CO2	23,228,093	21,261,267	20,839,008	-10.2%

●総理大臣官邸、内閣衛星情報センター、内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第4号館、中央合同庁舎第5号館、中央合同庁舎第8号館、内閣府庁舎別館、永田町合同庁舎、地域活性化総合事務局、立川防災合同庁舎、紀尾井町住宅、代官町住宅、東扇島基幹的広域防災拠点施設、有明の丘基幹的広域防災拠点施設

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ②省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進

【地方支分部局等】

赤坂迎賓館温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,502,065	1,254,216	1,862,414	24.0%
電気	kg-CO2	967,049	818,704	1,214,450	25.6%
(電気使用量)	kWh	1,841,999	1,667,421	2,313,239	25.6%
(電気の排出 係数)	kg- CO2/kWh	0.53	0.49	0.53	固定
電気以外	kg-CO2	535,016	435,512	647,964	21.1%
その他	kg-CO2	0	0	0	0.0%
合計	kg-CO2	1,502,065	1,254,216	1,862,414	24.0%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、迎賓館庶務課長とする。
- ② 迎賓館庶務課において毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。
- ③ 迎賓館庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策や関係課にソフト対策の指示等を行う。

京都迎賓館温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	1,453	1,132	1,235	-15.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	588,394	559,565	798,823	35.8%
電気	kg-CO2	512,670	490,344	701,303	36.8%
(電気使用量)	kWh	1,195,036	1,159,206	1,634,739	36.8%
(電気の排出 係数)	kg- CO2/kWh	0.43	0.42	0.43	固定
電気以外	kg-CO2	75,724	69,221	97,520	28.8%
その他	kg-CO2	0	0	0	0.0%
合計	kg-CO2	589,847	560,697	800,058	35.6%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、迎賓館京都事務所庶務課長とする。
- ② 迎賓館京都事務所庶務課において毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。
- ③ 迎賓館京都事務所庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策や関係課にソフト対策の指示等を行う。

日本学術会議温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	1,018	787	865	-15.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	235,311	224,220	211,877	-10.0%
電気	kg-CO2	166,626	151,701	146,626	-12.0%
(電気使用量)	kWh	317,382	308,964	279,296	-12.0%
(電気の排出 係数)	kg- CO2/kWh	0.53	0.49	0.53	固定
電気以外	kg-CO2	68,685	72,519	65,251	-5.0%
その他	kg-CO2	0	0	0	0.0%
合計	kg-CO2	236,329	225,007	212,742	-10.0%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、日本学術会議事務局管理課長とする。
- ② 日本学術会議事務局管理課において毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。
- ③ 日本学術会議事務局管理課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策や関係課(室)にソフト対策の指示等を行う。

内閣府沖縄総合事務局温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	413,945	399,150	343,501	-17.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	25,406,647	23,553,375	23,123,608	-9.0%
電気	kg-CO2	25,397,066	23,512,516	23,108,620	-9.0%
(電気使用量)	kWh	28,125,211	27,403,865	25,568,462	-9.1%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.90	0.86	0.90	固定
電気以外	kg-CO2	9,581	40,859	14,988	56.4%
その他	kg-CO2	0	0	0	0.0%
合計	kg-CO2	25,820,591	23,952,526	23,467,109	-9.1%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部長とし、対策の徹底を図るため沖縄総合事務局長、次長及び各部長で構成される委員会を設置する。
- ② 総務課において、調査企画課の協力を得て、定期的に電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、総務部長へ報告するとともに、メールにて局内各部に周知する。
- ③ 総務部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部にソフト対策の強化を指示する。

附 則
この決定は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

省エネルギー診断実施の対象施設

内閣府本府が管理する庁舎のうち、省エネルギー診断実施の対象施設は以下のとおり。

○第1段階：2017年9月末までに実施

- ・内閣府本府庁舎
- ・中央合同庁舎第8号館
- ・永田町合同庁舎
- ・内閣府庁舎別館
- ・国営沖縄記念公園

○第2段階：2018年度から2019年度までに実施

- ・日本学術会議
- ・那覇第2地方合同庁舎
- ・平良地方合同庁舎